公募型プロポーザルの公告

平成 31 年度医療勤務環境改善支援センター事業委託業務について、次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

平成 31 年２月 22 日

奈良県知事　荒井　正吾

１　業務概要

（１）業務名

平成 31 年度医療勤務環境改善支援センター事業委託業務

（２）業務の内容

「医療勤務環境改善支援センター」の設置及び運営

（３）委託料上限額

税抜金額　２，２７６，７０２円

※ただし、契約については、契約時点の消費税率を適用し、税率変更に応じて、変更契約を締結するものとします。また、国の交付金等の状況により、契約内容を変更する場合があります。

（４）契約期間

平成 31 年４月１日から平成 32 年３月 31 日まで

ただし、本事業の実施については、平成 31 年度予算成立を条件としているため、予算成立状況により契約を行わない場合があります。また、国の交付金等の状況により、契約内容を変更する場合があります。

２　参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する者とします。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置の期間中でないこと。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和２７年法律第１７２号。以下「旧法」という。）第３０条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続き開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

（４）平成１２年３月３１日以前に民事再生法（平成１１年法律第２２５号）附則第２条による廃止前の和議法（大正１１年法律第７２号）第１２条第１項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
（５）平成１２年４月１日以降に民事再生法第２１条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。
（６）役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
（７）暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
（８）役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
（９）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
(10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
(11) 公告の日から過去５年以内に、国又は地方公共団体から県内医療機関を対象とした相談、研修等をに関する業務実績があること。

３　手続き等

（１）公募型プロポーザル説明書等の交付場所、参加申込書等の提出場所及び問い合わせ先

〒630-8501　奈良市登大路町 30 番地　奈良県庁３階
奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課医師・看護師確保対策室看護師対策係
電　話　0742-27-8655
ＦＡＸ　0742-27-7811

（２）公募型プロポーザル説明書等の交付期間

平成 31 年２月 22 日（金）から３月８日（金）まで（土・日曜日を除く。）
午前９時から午後４時まで

（３）公募型プロポーザル説明書等の交付方法

（１）に示す場所において次の書類を交付します。

・公募型プロポーザル説明書
・仕様書
・提出様式（様式１～４）

なお、上記書類は、奈良県ホームページにも掲載します。
（奈良県ホームページトップページ→県の組織→医師・看護師確保対策室→新着情報）

（４）参加申込書の提出期限

平成 31 年３月８日（金）　午後４時

（５）質問票の提出期限

平成 31 年３月 11 日（月）　午後４時

（６）企画提案書の提出期限

平成 31 年３月 15 日（金）　午後４時

４　最優秀提案者の選定方法

提出のあった企画提案書について、医療勤務環境改善支援センター事業委託事業者選定委員会の審査により最優秀提案者を選定します。なお、委員会が必要と認めるときはヒアリング等を実施する場合があります。

５　契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

（１）最優秀提案者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」といいます。）第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

（２）暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

（３）最優秀提案者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

（４）最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

（５）（３）及び（４）に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（６）この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が（１）から（５）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

（７）この契約に係る下請契約等に当たって、（１）から（５）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（６）に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

６　契約の解除

契約締結後、契約者について５の（１）から（７）までのいずれかに該当する事由が

あると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、５の（１）、（３）、（４）及び（５）中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

7　その他

詳細は、公募型プロポーザル説明書等によります。